

第3期

宇治田原町 子ども・子育て支援 事業計画

令和7年度～令和11年度

概要版

子どもはまちの未来
みんなで育む
うじたわらっふ



令和7年3月
宇治田原町

1. 計画策定の目的

- 本町は、新しい計画に基づき、未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域みんなで支え、ともに成長できるまちづくりをめざすとともに、子どもたちが生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず未来への希望を持てるよう、全ての子どもの成長を地域社会全体で支援していきます。

2. 計画の位置づけ

- 「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に努力義務として定められている「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含します。

3. 計画の対象

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。
- 子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としております。

4. 計画の期間

- 本計画は、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とするものです。
- 子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度

第2期 子ども・子育て支援事業計画

第3期 子ども・子育て支援事業計画

● 中間
見直し

● 改定

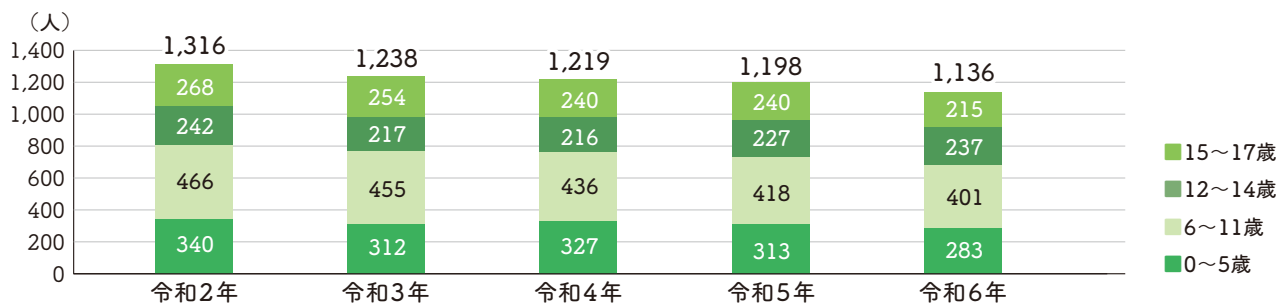
● 改定

5. 宇治田原町の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 児童人口（18歳未満人口）の推移

- 0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）の全ての年齢区分について、年によって増減はあるものの、概ね減少傾向です。

■ 年齢区分別人口の推移

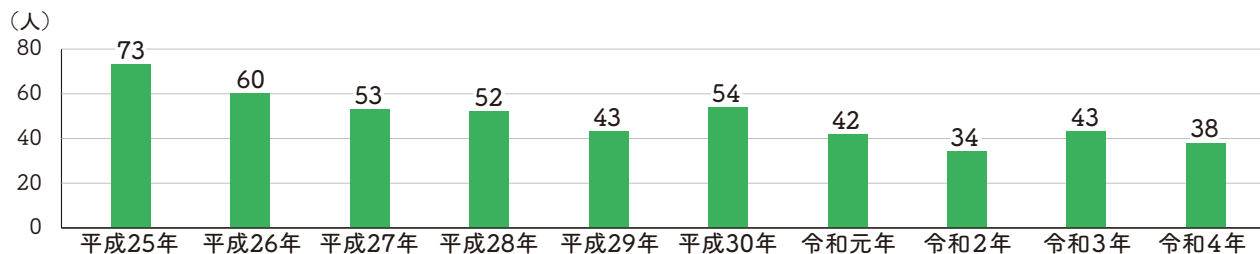


資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

(2) 出生の動向

- 年によって増減はあるものの、概ね減少傾向で推移しており、令和元年以降は50人を下回る数で推移しています。

■ 出生数の推移

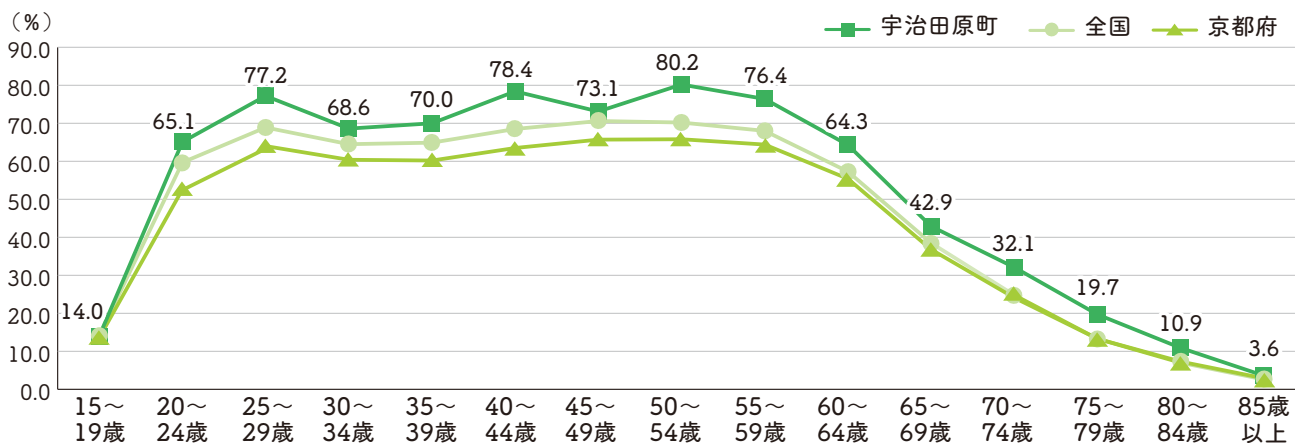


資料：京都府保健福祉統計 人口動態

(3) 女性の就業率

- 令和2年の女性の就業率は、ほとんどの年齢階級で京都府や全国を上回る水準です。

■ 女性の年齢階級別就業率の京都府・全国との比較



資料：令和2年国勢調査（10月1日時点）

6. 計画の基本理念とめざす将来像

本計画は、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」の第3期の計画であり、第2期の取組をさらに発展させる後継的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本町における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子

～未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域の人みんなで支え、ともに成長できるまちづくりをめざす～



7. 計画の基本的な視点

視点Ⅰ 全ての子どもの健やかな成長を支える

- 子どもの健やかな成長には、子どもを大切にし、子ども自身が大切にされていると感じられる環境が必要です。
- 子どもの視点に立ち、育ちの状況に見られる個々の発達段階や個性を踏まえ、質の高い子育て環境の確保に努め、全ての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現されることにより、子どもたちが『ふるさと宇治田原』を愛し、生き生きとした笑顔があふれ、幸せに育つことができるまちづくりをめざします。

視点Ⅱ 子育てに喜びを実感できる社会の実現

- 核家族化の進展や兄弟姉妹数の減少、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。
- 子育て家庭の負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、総合的な子育て支援を推進するとともに、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちづくりをめざします。

視点Ⅲ 社会全体での子育て支援とまちづくりの推進

- 子どもは社会の宝であり、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるとともに、将来の宇治田原町を支える人材を育成する重要な未来への投資です。
- 子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であり、行政や企業、団体や個人に至るまで、あらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を推進することが大切です。この協働の取組が子育てを核にした「まちづくり」につながります。

8. 計画の基本目標と施策の展開

基本目標 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子の健康保持・増進への取組や、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援など、これから子どもを持つ人も含め、誰もが安心して出産、子育てができるまちづくりをめざします。

- ① 母子の健康づくり支援
- ② 適切な情報の提供・相談体制の充実

基本目標 2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を防ぐための取組を進めるほか、ひとり親家庭や障がいのある子どもを養育している家庭、経済的に困窮している家庭など、特に支援が必要な家庭に対して、子どもの利益の実現を基本に、関係機関が連携しながら適切な支援体制の構築に努めます。

- ① 悩みや不安を抱える子どもへの支援
- ② 障がいや医療的ケアなどにより特別なニーズをもつ子どもへの支援
- ③ 子どもの貧困対策の推進

基本目標 3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく成長するための、多様な体験機会の充実や、質の高い教育環境の整備を図ります。

- ① 生きる力を育む教育環境の充実
- ② 子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実
- ③ 子どもの居場所づくり

基本目標 4 全ての子育て家庭を支援する仕組みづくり

働いている、働いていないにかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭を支援するサービスの充実を図るとともに、利用しやすい提供体制を整えます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、それを実現させるためのきめ細かな保育サービスの提供や、就労環境の改善のための企業への啓発、協働や適切な情報提供の仕組みづくりを図ります。

- ① 多様な子育て支援サービスの充実
- ② 仕事と子育ての両立支援

基本目標 5 地域全体で子育てを支援するまちづくり

子育て家庭が安心して生活できる環境の整備を図り、子どもと子育て家庭を地域の力で支えるための人材育成やコミュニティづくりの支援など、地域ぐるみで子育てに参画できる、安全で楽しいまちづくりをめざします。

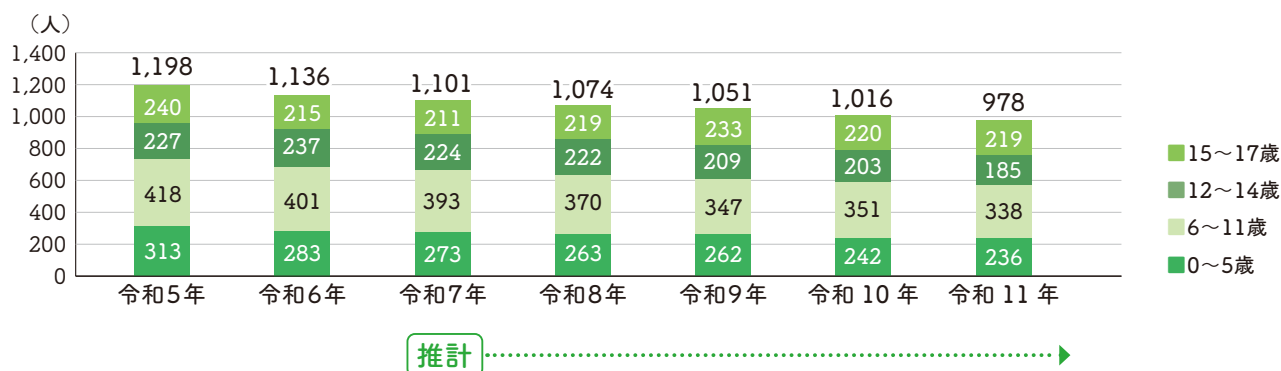
- ① 安心・安全な生活環境の整備
- ② 子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備
- ③ 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

9. 量の見込みと確保方策

(1) 推計児童人口

- 児童人口（18歳未満人口）全体では、本計画の期間中に150人以上減少する見通しです。15～17歳（高校生）を除くその他の年齢区分ではいずれも令和6年比で減少する見込みとなっています。

■ 年齢区分別人口の推計



(2) 教育・保育提供区域

- 子ども・子育て支援法では、第61条第2項第1号において「教育・保育提供区域」（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）を定めるとされています。
- 本町では、第1期計画から町全体を1つの教育・保育提供区域としており、本計画においてもこの設定の考え方を踏襲します。

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

- 町内幼稚園（1か所）は定員150人、町立保育所（1か所）は定員200人となっており、教育・保育施設の町内での提供量は十分に確保されている状況です。
- また、保育所においては、入所希望児童の年齢構成に柔軟に対応できるよう、保育士の確保に努め、併せて保育の質の向上を図っていきます。

■ 教育・保育の量の見込み

(単位：人)

教育・保育給付認定区分		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）		46	40	37	35	30	28
2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）		129	119	115	113	101	100
3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）	0歳	7	4	4	4	4	4
	1歳	26	19	21	20	20	19
	2歳	29	29	25	28	27	26

資料：令和5年度実績は担当課資料

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 各事業の量の見込みに対応した実施体制を確保します。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度からの事業実施に向けて、定員通りの受け入れを行えるよう、保育士確保のための取組を進めていきます。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（※量の見込みを設定した事業のみ）

事業名等		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	実施か所数（か所）	2	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	-	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	延利用者数（人回）	3,869	3,749	3,684	3,749	3,651	3,519
妊婦健康診査事業	妊娠届出数（人）	50	37	37	36	35	34
	延利用回数（人回）	465	416	416	405	394	383
乳児家庭全戸訪問事業	訪問乳児数（人）	32	33	33	32	31	30
養育支援訪問事業	訪問児童数（人）	1	3	3	3	3	3
子育て短期支援事業	延利用者数（人日）	2	2	2	2	2	2
ファミリー・サポート・センター事業	延利用者数（人日） ※就学児童の利用分のみ	8	8	7	7	7	6
一時預かり事業	延利用者数（人日）	653	545	533	539	516	500
	①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり	118	109	105	103	92	91
	②保育所等における一時預かり	535	436	428	436	424	409
時間外保育事業 （延長保育事業）	実利用者数（人）	58	47	45	45	42	41
病児・病後児保育事業	延利用者数（人日）	505	454	438	438	404	396
	病児・病後児型	505	2	2	2	2	2
	体調不良児型		452	436	436	402	394
放課後児童健全育成事業 （学童保育）	登録児童数（人）	139	142	136	126	126	120
	1年生	33	32	31	26	35	27
	2年生	35	45	32	31	26	35
	3年生	31	26	37	26	26	22
	4年生	34	22	20	28	20	20
	5年生	6	10	12	10	15	10
	6年生	0	7	4	5	4	6
妊婦等包括相談支援事業	面談実施合計回数（人回）	-	111	111	108	105	102
産後ケア事業	延利用産婦数（人日）	-	3	3	3	3	3
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	必要定員数（人）	-	-	4	4	4	4

資料：令和5年度実績は各担当課資料

10. 計画の推進・評価・確認

（１）推進体制の確立

- 本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組みます。

（２）情報提供・周知

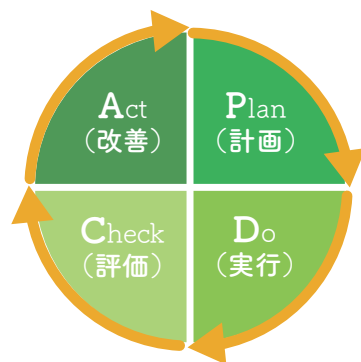
- 本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報紙や町ホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。
- 今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報については、広報紙やインターネットの活用、パンフレットなどの作成・配布、関係諸団体などによる働きかけなどの協力を通じて、きめ細かい周知・啓発に努めます。

（３）広域調整や府との連携

- 子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。
- その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や府と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

（４）計画の評価・確認

- 「宇治田原町子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan（計画）— Do（実施・実行）— Check（検証・評価）— Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



第3期 宇治田原町 子ども・子育て支援事業計画 〔概要版〕

発行：宇治田原町 子育て支援課
〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1
電話番号：0774-88-6636

